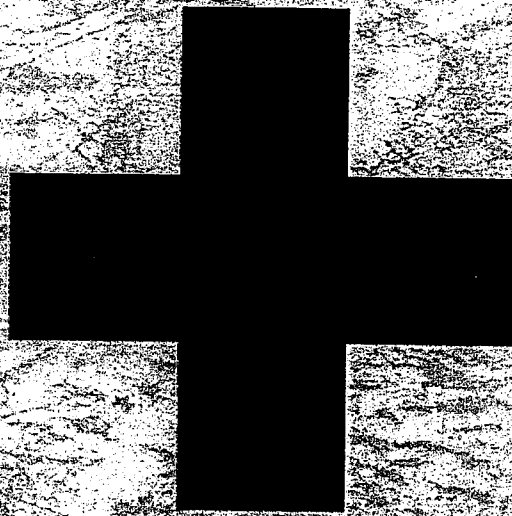


コンテナターミナル作業安全基準

=== 名古屋港 ===



初版 昭和50年3月
改訂 昭和53年3月
改訂 昭和58年3月
改訂 平成2年4月
改訂 平成7年3月
改訂 平成18年2月

名古屋港運協会名古屋コンテナ委員会ターミナル部会

西四区ターミナル分科会

(N C Bターミナル会)
(西部ターミナル会)

鍋田ターミナル分科会

第一章 総 則

第1条（目 的）

この安全基準書は、名古屋港のコンテナターミナルに於ける労働災害防止に関する必要な事項を定め、これにより安全、快適な職場環境の形成を促進し、安全作業を推進する事を目的とする。

第2条（遵守義務）

この安全基準は、名古屋港のコンテナターミナルに於ける従業者及びその関係者（外来者を含む）が相互に協力してこれを遵守し、安全確保に努めなければならない。

第3条（心構え）

災害、事故は日常の警戒、訓練等の事前対策によりその防止に万全を期するよう努めると共に、事故発生に際しては別に定める担当責任者の指揮命令に従って、各自が敏速な行動により損害並びに損傷を最小限に止めるようその処置に当たらなければならない。

第4条（報告の義務）

災害、事故を起こし、或はこれを発見した者は直ちに応急措置を講ずると共に速やかに名古屋港運協会名古屋コンテナ委員会ターミナル部会(以下ターミナル部会)及び所属長に報告しなければならない。又、事故発生の恐れがある場合も必ず報告し適切な指示を得た後作業を行わなければならない。

第5条（法令その他との関係）

この基準に定めない事項については法令の定めるところによるものとする。

第二章 作業機器及び車輛の運転基準

第26条（トレーラ）

- ① 構内入構時には、必ず安全帽を着用しなければならない。
- ② 前23条①項に準じ、基本的な点検のほか、装置についてはシャーシとの連結部、コンテナのロック部を入念に点検しなければならない。
- ③ シャーシとの連結及び切り離し
 - a. 連結に際しては正常な位置より徐々に後進し、急激な操作を行ってはならない。
又、エアホースは2本共正規に連結し、エア圧を確認すること。
 - b. 連結後は補助脚を安全な位置まで巻上げ走行中に支障のないようにしなければならない。
 - c. 切り離しに際して補助脚は、正規の位置まで巻下げ、エアホースは確実に外し、徐々に前進を以って行わなければならない。
- ④ ヤード内を走行する場合は、運転の基本を守り歩行者その他障害物に注意すると共に、特に作業機器の動きには充分注意しなければならない。
- ⑤ コンテナの積み卸しに際しては、ツイストロックのロック、アンロックを確認した後、次の行動に移らなければならない。
- ⑥ コンテナの搬入及び搬出
 - a. 搬入・搬出ともツイストロックのロック、アンロックは必ずゲートにて行い、ヤード内で行ってはならない。それゆえ、ヤード内ではカーブや急停車等でコンテナが転倒しない様、充分注意をして走行しなければならない。
 - b. デリバリーポイントでの受け渡しについては、運転者は下車し指定されたフットマークにて待機しなければならない。
 - c. デリバリーポイントのフットマーク以外では運転者は下車しない事とするが、やむを得ない事情で下車する際に作業機器及び他の車輛が接近している場合は、自己の所在を相手に確認させた後、注意しながら行動しなければならない。
 - d. ゲートチェックに際しては所定の位置に停車し、サイドブレーキをかけエンジンを停止し、チェック終了後は遮断機等周囲の安全を確認し、発車しなければならない。
 - e. オーバーディメンションコンテナは各ターミナルにより指定されたゲート及び通路を走行しなければならない。
 - f. トランスファークレーン及びガントリークレーンの軌道上等、その他決められた場所以外にむやみに駐停車をしてはならない。

- g. ヤードの搬入搬出の順路及びコンテナの受け渡し場所は、別に定める案内略図に従うものとする。尚、本船荷役中或は第 13 条雑作業中はその妨げにならないよう注意して行動しなければならない。
 - h. ターミナルにおいてコンテナの受け渡しを行うために供するシャーシには、その該当コンテナの重量に適した最大積載量を有するシャーシを使用しなければならない。
- ⑦ オーバーハイト、ワイド及び B.Bulk 積み卸しの為に入構する車輛は、ヤード内に立ち入る前にターミナルオペレータの事務所に寄り通行順路の指示を受け、ターミナルの交通規定を遵守し進入出しなければならない。

ターミナル安全交通規定

本規定は一般道路交通法に準じ、コンテナターミナル内に於ける交通事故を未然に防止し、ターミナル作業の円滑を図る事を目的とする。

第1条 ターミナル内に於ける総ての車輛及び歩行者は、本規定を遵守し警備員の指示に従い安全に通行する事。

第2条 ターミナルの交通は、作業機器（ガントリークレーン、ストラドルキャリア、フォークリフト及び構内用トレーラ等）を優先とするので、他の車輛及び歩行者は常に作業の邪魔にならないように注意し行動する事。

※ただし、作業機器、車輛等の運転者の注意義務を免除するものではない。

第3条 作業機器は構造上視界が悪く、特に近くの物体の確認が困難であるので、他の車輛及び歩行者は適当な距離を保ち、自ら作業機器に接近しないよう注意する事。

第4条 総ての車輛はヤードに蔵置されたコンテナ及び他の物体の陰より出るとき、或は曲がり角を通過する際は最徐行又は一旦停止を行ない、安全確認をした後、走行する事。

第5条 ターミナルに於ける総ての車輛は所定の駐車場以外に駐車してはならない。

第6条 外来車輛（作業機器及び作業車輛以外）は所定の駐車場よりヤード内へ進入してはならない。但し、ターミナル作業に従事する会社所属の車でやむを得ない場合を除く。

第7条 外来車輛の内、次に掲げる車輛については警備員の許可を受けてそれぞれ定められた規則に従ってヤード内へ進入する事が出来る。但し、必ず入門時に警備員に通行方法の指示を受け、出門時には再びその確認を受ける事。

- (1) 税関及び植防等の検査に用いる車輛（タクシーを含む）
- (2) 諸官庁及び船舶代理店等でヤード内への乗入れの必要のある車輛（タクシー含む）
- (3) 本船乗組員用通船バス

尚、ヤード内に進入する場合は何れも必ず入構証の代りに警備員より回転灯を受け取り、これを車の天井に掲げて行動する事。また、ヤード内に於いては特に定められた駐車場以外に駐車してはならない。

第8条 ヤード内の機器及び車輛の最高速度は25kmに制限する。

第9条 前7条の外来車、特にタクシーの運転者は、その同乗者に関係無く責任を以って本規定を遵守する事。

第10条 本規定に違反するか、又は警備員の指示に従わない者についてはターミナル内への立入りを禁止することがある。